

沖縄県警察関係手数料条例の一部を改正する条例

沖縄県警察関係手数料条例（昭和47年沖縄県条例第29号）の一部を次のように改正する。

別表第9第1項の表運転免許試験手数料の項中「又は中型自動車免許」を「、中型自動車免許又は準中型自動車免許」に、「7,400円」を「7,050円」に改め、同表検査手数料の項中「又は中型自動車仮運転免許」を「、中型自動車仮運転免許又は準中型自動車仮運転免許」に、「3,650円」を「4,050円」に、「6,650円」を「6,700円」に改め、同表再試

験手数料の項中

普通自動車免許に係る再試験	1,950円（道交法第100条の2第2項に規定する普通自動車の運転について必要な技能について行う試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあつては、2,850円）
---------------	---

を

準中型自動車免許に係る再試験	2,000円（道交法第100条の2第2項に規定する準中型自動車の運転について必要な技能について行う試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあつては、4,650円）
普通自動車免許に係る再試験	1,950円（道交法第100条の2第2項に規定する普通自動車の運転について必要な技能について行う試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあつては、2,850円）

に改め、同表技能

検定員審査手数料の項中「又は中型自動車免許」を「、中型自動車免許又は準中型自動車免許」に、「23,450円」を「23,100円」に改め、同表教習指導員審査手数料の項中「又は中型自動車免許」を「、中型自動車免許又は準中型自動車免許」に、「14,950円」を「14,600円」に改め、同表講習手数料の項中

大型自動車免許又は中型自動車免許に係る講習	講習1時間について4,650円
-----------------------	-----------------

を

大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る講習（準中型自動車免許に係る講習にあつては、普通自動車免許を受けている者に対するものに限る。）	講習1時間について4,100円
準中型自動車免許に係る講習（普通自動車免許を受けている者に対するものを除く。）	講習1時間について3,400円

に、

道交法第108条の2第1項第10号に掲げる講習	普通自動車免許に係る講習	講習1時間について2,050円
-------------------------	--------------	-----------------

を

道交法第108条の2第1項第10号に掲げる講習	準中型自動車免許に係る講習	講習1時間について2,150円
	普通自動車免許に係る講習	講習1時間について2,050円

に、

道交法第108条	小型特殊自動車免許	5,600円（当該講習が道交法
----------	-----------	-----------------

の2第1項第12号に掲げる講習	以外の第一種運転免許又は第二種運転免許を受けている者に対する講習	第97条の2第1項第3号イ又は第101条の4第2項の規定により認知機能検査の結果に基づいて行うものである場合にあっては、5,200円)
	小型特殊自動車免許のみを受けている者に対する講習	2,250円

を

道交法第108条の2第1項第12号に掲げる講習	小型特殊自動車免許以外の第一種運転免許又は第二種運転免許を受けている者に対する講習（道交法第97条の2第1項第3号イ、第101条の4第2項又は第101条の7第4項の規定により認知機能検査の結果に基づいて行うものを除く。）	4,650円
	小型特殊自動車免許以外の第一種運転免許又は第二種運転免許を受けている者に対する講習（道交法第97条の2第1項第3号イ又は第101条の4第2項の規定により認知機能検査の結果に基づいて行うものに限る。）	4,650円（当該認知機能検査の結果が認知症のおそれがあることその他の認知機能が低下しているおそれがあることを示すものとして道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号。以下「道交法施行規則」という。）第39条で定める基準に該当するものにあつては、7,550円）
	小型特殊自動車免許以外の第一種運転免許又は第二種運転免許	5,650円

許を受けている者に対する講習（道交法第101条の7第4項の規定により認知機能検査の結果に基づいて行うものに限る。）	
小型特殊自動車免許のみを受けている者に対する講習（道交法第97条の2第1項第3号イ、第101条の4第2項又は第101条の7第4項の規定により認知機能検査の結果に基づいて行うものを除く。）	2,000円
小型特殊自動車免許のみを受けている者に対する講習（道交法第97条の2第1項第3号イ又は第101条の4第2項の規定により認知機能検査の結果に基づいて行うものに限る。）	2,000円（当該認知機能検査の結果が認知症のおそれがあることその他の認知機能が低下しているおそれがあることを示すものとして道交法施行規則第39条で定める基準に該当するものにあつては、4,300円）
小型特殊自動車免許のみを受けている者に対する講習（道交法第101条の7第4項の規定により認知機能検査の結果に基づいて行うものに限る。）	2,400円

に改める。

別表第9第2項の表の1の項から6の項までの規定中「又は中型自動車免許」を「、中

型自動車免許又は準中型自動車免許」に改め、同表の備考1中「又は中型自動車免許」を「、中型自動車免許又は準中型自動車免許」に、「2,800円」を「2,450円」に改め、同表の備考2中「又は中型自動車免許」を「、中型自動車免許又は準中型自動車免許」に改める。

別表第9第3項の表の1の項から6の項までの規定中「又は中型自動車免許」を「、中型自動車免許又は準中型自動車免許」に改め、同表の備考1中「又は中型自動車免許」を「、中型自動車免許又は準中型自動車免許」に、「2,850円」を「2,500円」に改め、同表の備考2中「又は中型自動車免許」を「、中型自動車免許又は準中型自動車免許」に改める。

## 附 則

### (施行期日)

- 1 この条例は、平成29年3月12日から施行する。

### (経過措置)

- 2 道路交通法施行令の一部を改正する政令（平成28年政令第258号）附則第6条第1項各号のいずれかに該当する者（道路交通法の一部を改正する法律（平成27年法律第40号）附則第2条第2号に規定する限定が解除された者を除く。）に対する改正後の沖縄県警察関係手数料条例（以下「改正後の条例」という。）別表第9の規定の適用については、同表第1項の表再試験手数料の項中「2,000円」とあるのは「1,950円」と、「準中型自動車の」とあるのは「道路交通法の一部を改正する法律（平成27年法律第40号）による改正前の道交法の規定による普通自動車に相当する自動車の」と、「4,650円」とあるのは「2,850円」と、同表講習手数料の項中「2,150円」とあるのは「2,050円」とする。
- 3 道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令（平成28年内閣府令第49号）附則第17条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる講習に係る講習手数料の額については、改正後の条例別表第9の規定にかかわらず、なお従前の例による。

平成28年11月29日提出

沖縄県知事 翁 長 雄 志

## 理 由

道路交通法及び道路交通法施行令の一部が改正されることに伴い、運転免許試験、技能検定員審査等に係る手数料の額を改めるとともに、準中型自動車免許、臨時認知機能検査結果に基づいて行う講習等に係る手数料の徴収根拠を定める必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。